

くまもと医工連携推進ネットワーク医療・福祉機器見本市等出展補助金交付要項

- 制定 平成29年9月4日くまもと医工連携推進ネットワーク事務局
(一般社団法人熊本県工業連合会事務局) 事務局長決裁
- 改正 平成29年9月22日くまもと医工連携推進ネットワーク事務局
(一般社団法人熊本県工業連合会事務局) 事務局長決裁
- 改正 平成30年5月30日くまもと医工連携推進ネットワーク事務局
(一般社団法人熊本県工業連合会事務局) 事務局長決裁
- 改正 令和元年5月1日くまもと医工連携推進ネットワーク事務局
(一般社団法人熊本県工業連合会事務局) 事務局長決裁
- 改正 令和2年5月1日くまもと医工連携推進ネットワーク事務局
(一般社団法人熊本県工業連合会事務局) 事務局長決裁
- 改正 令和2年10月20日くまもと医工連携推進ネットワーク事務局
(一般社団法人熊本県工業連合会事務局) 事務局長決裁
- 改正 令和3年4月27日くまもと医工連携推進ネットワーク事務局
(一般社団法人熊本県工業連合会事務局) 事務局長決裁
- 改正 令和3年12月8日くまもと医工連携推進ネットワーク事務局
(一般社団法人熊本県工業連合会事務局) 事務局長決裁
- 改正 令和4年6月9日くまもと医工連携推進ネットワーク事務局
(一般社団法人熊本県工業連合会事務局) 事務局長決裁

(目的)

第1条 この要項は、くまもと医工連携推進ネットワーク会員の中小の製造業者等が実施する医療・福祉機器分野における見本市等への出展事業に対し、必要な経費の一部を補助することにより、熊本県内の中小の製造業者等の医療・福祉関連市場への新たな参入を支援し、販路拡大を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

中小製造業者等 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者のうち、日本標準産業分類(平成25年10月改定)における大分類E製造業又は大分類G情報通信業の中分類39情報サービス業を営む者をいう。

(補助対象者)

第3条 この要項において、補助の対象となるもの(以下「補助対象者」という。)とは、くまもと医工連携推進ネットワーク会員または、会員登録予定者で熊本県内に本社または主たる事業所を有する中小製造業者等とする。

2 前項の規定にかかわらず、熊本県税及び熊本県内の市町村税において滞納があるものは、補助対象者としてしない。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業は、前条に規定するものが補助を受ける年度内に実施する次の各号のいずれかに該当する事業とする。ただし、原則として、学会における展示を行う事業、国、他の地方公共団体等の補助金、くまもと医工連携推進ネットワークの他の補助金を同時に受けている事業、及び即売を含む事業は、補助金の交付対象となる事業から除くものとする。

(1) 医療・福祉機器見本市、展示会、商談会等(インターネットを活用して実施する対面型ではないオンライン型の医療・福祉機器見本市、展示会、商談会等を含む。)への出展事業

(2) 前号に掲げるもののほか、出展事業であって特にくまもと医工連携推進ネットワーク事務局(一般社団法人熊本県工業連合会事務局)事務局長(以下「事務局長」)が認めたもの

(補助額)

第5条 補助金の額については、別表に定めるところにより算定した額を基礎として、予算の範囲内で定めるものとする。

(補助金の利用)

第6条 補助金の交付は、別表に定める事業ごとに、同一年度において、1対象者につき1回限り受けることができるものとする。

(事業計画書の提出)

第7条 補助金の交付を受けようとするものは、くまもと医工連携推進ネットワーク医療・福祉機器見本市等出展事業計画書(様式第1号)に必要な書類を添付して、事務局長に提出しなければならない。

(審査及び補助事業の採択)

第8条 事務局長は、前条に規定する計画書を受理したときは、その内容を審査し、補助事業として採択した場合は、必要な条件を付して、申請者に通知するものとする。

2 前項に定める審査は、次の基準により行うものとする。

- (1) 出展する製品・商品に技術力が認められ、市場価値があること。
- (2) 事業内容が見本市等への出展事業であり、事業拡大、販路拡大が期待できるものであること。
- (3) 事業内容が市場性及び事業計画の熟度において優れていること。
- (4) 事業内容が製造業等の活性化に資するものであること。

(補助金の交付申請)

第9条 前条の規定による採択を受けたものは、くまもと医工連携推進ネットワーク医療・福祉機器見本市等出展補助金交付申請書(様式第2号)に必要な書類を添付して、事務局長に提出しなければならない。

(補助金の事前着手)

第10条 補助金の交付を受けようとする者が、補助金の交付決定前に補助事業等に着手しようとするときは、くまもと医工連携推進ネットワーク医療・福祉機器見本市等出展補助金事前着手届(様式第3号)を事務局長に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助金の交付決定)

第11条 事務局長は、第9条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認められるときは、補助金の交付を決定し、くまもと医工連携推進ネットワーク医療・福祉機器見本市等出展補助金交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(計画の変更)

第12条 前条に基づき通知を受けたものが、その事業内容について変更したときは、遅滞なくくまもと医工連携推進ネットワーク医療・福祉機器見本市等出展補助金計画変更申請書(様式第5号)を事務局長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 前項の軽微な変更とは、補助目的の達成に支障がないと認められる場合であって、交付決定額の範囲内において20パーセント以内の変更をいう。

(補助金の交付取消・変更)

第13条 事務局長は、前条に規定する計画変更申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認められるときは、第11条に基づき行った交付決定を取り消し、又は変更し、くまもと医工連携推進ネットワーク医療・福祉機器見本市等出展補助金交付取消・変更決定通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第14条 交付決定を受けたものは、補助対象事業の完了後、速やかにくまもと医工連携推進ネットワーク医療・福祉機器見本市等出展補助金完了実績報告書(様式第7号)に必要な書類を添付して、事務局長に提出しなければならない。

(補助金の交付確定)

第15条 事務局長は、前条に規定する実績報告書を受理し、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、くまもと医工連携推進ネットワーク医療・福祉機器見本市等出展補助金交付確定通知書(様式第8号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第16条 前条に規定する通知書を受けたものは、速やかに当該通知書に係るくまもと医工連携推進ネットワーク医療・福祉機器見本市等出展補助金交付請求書(様式第9号)を事務局長に提出しなければならない。

2 事務局長は、前項の請求書を受理した場合は、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第17条 事務局長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又は補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽の申請をして補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金を使用する以前に補助金を受けた団体等が解散したとき。
- (4) この要項に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、事務局長が不相当と認めたとき。

(その他)

第18条 この要項に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、事務局長が別に定めるところによる。

附 則

この要項は、平成29年9月4日から適用する。

附 則

この要項は、平成29年9月22日から施行する。

附 則

この要項は、平成30年5月30日から施行する。

附 則

この要項は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和2年5月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和2年10月20日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年4月27日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年12月8日から施行する。

附 則

この要項は、令和4年6月9日から施行する。

別表（第5条、第6条関係）

1 補助対象経費、補助率及び限度額

事業区分	対象経費	補助率	限度額
医療・福祉機器見本市、展示会、商談会等への出展事業 （本郷展示商談会出展事業除く。） 当ネットワーク事業の台湾・ドイツ案件のみが対象	<ul style="list-style-type: none"> ・出展小間料 ・小間装飾料（備品のリース料並びに電気ガス等工事及び使用料） ・宿泊交通費（2名を上限・実際に要した費用・申請する見本市等出展に係る旅費のみが対象） ・パネル・チラシ製作費（製品、サンプル、ノベルティグッズは除く。） ・輸送費 ・通訳費 ・翻訳費 	1/2以内	20万円
インターネットを活用して実施する対面式ではないオンライン型の医療・福祉機器見本市、展示会、商談会等への出展事業 （本郷展示商談会出展事業除く。） 当ネットワーク事業の台湾・ドイツ案件のみが対象	<ul style="list-style-type: none"> ・出展に要する参加料（登録料、掲載料も含む） ・出展の際の自社PRのためのコンテンツ、動画作成費 ・通訳費 ・翻訳費 	1/2以内	20万円
本郷展示商談会出展事業	<ul style="list-style-type: none"> ・小間装飾料（備品のリース料並びに電気ガス等工事及び使用料） ・宿泊交通費（2名を上限・実際に要した費用・本郷展示商談会出展に係る旅費のみが対象） ・パネル・チラシ製作費（製品、サンプル、ノベルティグッズは除く。） ・輸送費 <p>※オンライン開催の場合は、以下とする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出展の際の自社PRのためのコンテンツ、動画作成費 	1/2以内	10万円
ニプロ(株)展示商談会出展事業	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊交通費（実際に要した費用・ニプロ(株)展示商談会出展に係る旅費のみが対象） 	1/2以内	6万円

2 補助額

- ① 補助額は、1 補助対象者において、上記の補助対象経費の総額に、補助率を乗じた額であって限度額の範囲内とする。
- ② 前号の規定により算出される額に1, 000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額を補助金の額とする。

様式第1号（第7条関係）

くまもと医工連携推進ネットワーク医療・福祉機器見本市等出展補助事業計画書

年 月 日

くまもと医工連携推進ネットワーク
（一般社団法人熊本県工業連合会）
事務局長（宛）

住 所
申請者 企業名
（団体名）

代表者

印

くまもと医工連携推進ネットワーク医療・福祉機器見本市等出展補助金交付要項第7条の規定により、下記のとおり、事業計画書を提出します。

記

- 1 事業の名称
- 2 補助事業の内容
- 3 補助対象事業費 円
- 4 補助金額 円
- 5 添付資料
 - (1) 出展計画書・事業収支予算書
 - (2) その他事務局長が必要と認める書類

様式第2号（第9条関係）

くまもと医工連携推進ネットワーク医療・福祉機器見本市等出展補助金交付申請書

年 月 日

くまもと医工連携推進ネットワーク
（一般社団法人熊本県工業連合会）
事務局長（宛）

住 所
申請者 企業名
 (団体名)

代表者

印

くまもと医工連携推進ネットワーク医療・福祉機器見本市等出展補助金交付要項第9条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 事業の名称

2 補助事業の内容

3 補助対象事業費 円

4 補助金額 円

5 添付資料

（1）出展計画書・事業収支予算書

（2）その他事務局長が必要と認める書類

様式第3号 (第10条関係)

くまもと医工連携推進ネットワーク医療・福祉機器見本市等出展補助金事前着手届

年 月 日

くまもと医工連携推進ネットワーク

(一般社団法人熊本県工業連合会)

事務局長 (宛)

住 所
申請者 企業名
(団体名)
代表者

㊤

年 月 日付けでくまもと医工連携推進ネットワーク医療・福祉機器見本市等出展補助事業計画書を提出した標記事業について、下記条件を了承の上、補助金交付申請前に着手したいので、くまもと医工連携推進ネットワーク医療・福祉機器見本市等出展補助金交付要項第10条の規定により届けます。

記

- 1 事業計画書を提出した事業が不採択となった場合及び交付決定した補助金が事業計画書に記載した補助金額に達しない場合において、異議がないこと
- 2 当該事業については、着手から補助金交付決定を受ける期間においては、計画変更をしないこと

事業名

事前着手理由

様式第4号（第11条関係）

くまもと医工連携推進ネットワーク医療・福祉機器見本市等出展補助金交付決定通知書

年 月 日

様

くまもと医工連携推進ネットワーク
（一般社団法人熊本県工業連合会）
事務局長

年 月 日付けで申請のあった 年度くまもと医工連携推進ネットワーク医療・福祉機器見本市等出展補助金の交付について、くまもと医工連携推進ネットワーク医療・福祉機器見本市等出展補助金交付要項第11条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助事業の内容
- 3 補助対象事業費 円
- 4 補助金交付決定額 円
- 5 補助金は、事業完了後、確定された金額を請求により交付する。請求の際には本書の写しを添付するものとする。
- 6 交付の条件は次のとおりとする。
 - (1) 補助事業に要する予算を変更し、又は補助事業の内容を変更しようとするときは、事務局長の承諾を受けなければならない。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、事務局長の承諾を受けなければならない。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、遅滞なく事務局長に報告し、その指示を受けなければならない。
 - (4) 補助事業完了後、遅延なく事業完了実績報告書に必要な書類を添付して事務局長に報告しなければならない。
- 7 補助条件に違反したとき、又は不正行為がなされたとき、その他事務局長が補助を不相当と認めたときは、補助を取消し、若しくは補助決定額を減じ、既に交付されたものについては、返還を命ずることがある。
- 8 補助額については、事業完了実績報告に基づき確定となる。

様式第5号 (第12条関係)

くまもと医工連携推進ネットワーク医療・福祉機器見本市等出展補助金計画変更申請書

年 月 日

くまもと医工連携推進ネットワーク
(一般社団法人熊本県工業連合会)
事務局長 (宛)

住 所
申請者 企業名
(団体名)
代表者

印

年 月 日付けで補助金の交付決定を受けた事業にかかる補助金について下記のとおり計画変更したので、ご承認願います。

記

- 1 事業の名称
- 2 補助事業の実施期間 年 月 日 ~ 年 月 日
- 3 計画変更の内容
- 4 計画変更の理由
- 5 添付書類
(1) 補助金の計画変更内容の基礎となる資料(出展計画書・事業収支予算書等)
(2) その他事務局長が必要と認める書類 (交付決定通知書写等)

様式第6号 (第13条関係)

くまもと医工連携推進ネットワーク医療・福祉機器見本市等出展補助金交付取消・変更決定通知書

年 月 日

様

くまもと医工連携推進ネットワーク
(一般社団法人熊本県工業联合会)
事務局長

年 月 日付けで計画変更申請のあった 年度くまもと医工連携推進ネットワーク医療・福祉機器見本市等出展補助金の交付について、下記のとおり取消・変更したので通知します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助事業の内容
- 3 補助対象事業費 円
- 4 補助金交付変更決定額 円
- 5 取消・変更の理由
- 6 補助金は、事業完了後、確定された金額を請求により交付する。請求の際には本書の写しを添付するものとする。

様式第7号 (第14条関係)

くまもと医工連携推進ネットワーク医療・福祉機器見本市等出展補助金完了実績報告書

年 月 日

くまもと医工連携推進ネットワーク

(一般社団法人熊本県工業連合会)

事務局長 (宛)

住 所
申請者 企業名
(団体名)

代表者

印

年 月 日付けで補助金の交付決定を受けた下記事業が完了したので、くまもと医工連携推進ネットワーク医療・福祉機器見本市等出展補助金交付要項第14条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 事業の名称

2 補助金交付決定額

円

3 添付資料

- (1) 事業実施報告書
- (2) 事業収支決算書
- (3) 支払領収書 (写し)、印刷物、写真等
- (4) 商談結果調査票
- (5) 前各号に掲げるもののほか、事務局長が必要と認める書類

様式第8号 (第15条関係)

くまもと医工連携推進ネットワーク医療・福祉機器見本市等出展補助金交付確定通知書

第 号
年 月 日

様

くまもと医工連携推進ネットワーク
(一般社団法人熊本県工業連合会)
事務局長

年 月 日付けで通知したくまもと医工連携推進ネットワーク医療・福祉機器見本市等出展補助金交付要項に基づく補助事業に対する補助金については、くまもと医工連携推進ネットワーク医療・福祉機器見本市等出展補助金交付要項第15条の規定により確定したので下記のとおり通知します。

記

補助金

円

様式第9号 (第16条関係)

年度くまもと医工連携推ネットワーク医療・福祉機器見本市等出展補助金交付請求書

年 月 日付けで確定の通知があった 年度くまもと医工連携推ネットワーク医療・福祉機器見本市等出展補助金として、下記の金額を交付されるよう、くまもと医工連携推ネットワーク医療・福祉機器見本市等出展補助金交付要項の規定により関係書類を添えて請求します。

記

請求額 金 _____ 円

口座振替払	金融機関名	〇〇銀行〇〇支店
	預金種目	1 普通 2 当座
	口座番号	
	口座名義	
直接払		
送金払		

年 月 日

住所
(補助事業者)
氏名又は名称 印

くまもと医工連携推進ネットワーク
(一般社団法人熊本県工業連合会)
事務局長 (宛)